

令和 7 年度使用教科用図書採択検討委員会（第 1 回）議事録

日時 令和 6 年（2024 年）5 月 10 日（金）15 時 45 分～16 時 15 分

場所 横須賀市教育研究所 第 1 研修室

1 開会

（事務局： ）

これより令和 7 年度使用教科用図書採択検討委員会を行います。司会を務めます教育指導課の事務局： です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員 18 名中 17 名の方にご出席いただいております。採択検討委員会条例第 4 条に基づき、会議は有効に成立したことをご報告申し上げます。

本会は、採択決定後、会議録が公開されます。正確な記録を残すために、本日の内容を録音させていただきます。ご承知いただけますでしょうか。ありがとうございます。では、録音させていただきます。

2 委嘱

（事務局： ）

ただいまより、委員の委嘱を行います。

本来であれば教育長より委嘱させていただくところですが、他の業務と重なっており本日欠席のため、学校教育部長から委嘱書及び任命書をお渡しいたします。

お名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。

【名簿順に委嘱及び任命】

（事務局： ）

学校教育部長からご挨拶を申し上げます。

（学校教育部長： ）

この委員会は、中学校では令和 7 年度から 4 年間、高等学校、特別支

援教育では令和7年度に使用する教科用図書採択にかかわる調査結果について、ご審議いただくことになります。お忙しい中、教科用図書採択検討委員会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼を申し上げます。

5月8日で新型コロナウイルス感染症の分類がインフルエンザと同じ5類に代わり、ちょうど1年が経ちました。学校をはじめ、様々な活動がコロナ禍前の状況に戻りつつあるのではないかと思います。一方で、このコロナ禍を経て、世界や日本を見ても大きく社会が変化した、もしくは変化しつつあると認識しています。特に、予測困難な時代であるというふう言われているところですが、子どもたちがそうした状況を乗り越え、そして、未来に向かって進んでいく力を学校教育においても育んでいくことが求められていると考えています。

横須賀市では、令和4年度から8年間、令和11年度までを期間として、「横須賀市教育基本計画」、これは教育基本法に基づき、各自治体でつくるものですが、その中で、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好きと誇れる人づくり」という、横須賀が目指す教育の姿というものを掲げて、各学校それから教育委員会において様々な取組を進めているという状況です。教科書は、学校で使用する主たる教材ということで学校授業や家庭での学習に使うという、一番中心となる教材でございます。

少し、私のことをお話しさせていただくと、文部科学省に在籍していた頃、教科書検定事務を担当していました。教科書検定について、質の保証という観点で、学説や客観的な資料に基づいてのチェック、それから学習指導要領に基づいてのチェックという形で審議を行うわけですが、実際に児童生徒が、あるいは学校の先生方が使う段階で教科書を選ぶ作業は、各自治体での採択に委ねられています。委員の皆様におかれましては、横須賀市の学校で使用する主たる教材である「教科書」が、子どもたちにとって、そして学校にとって、実際に指導していく教員にとってよりよいものが採択されるように皆様のお力をお借りしたいと思います。

お忙しい中、法令では8月末までに国に報告することとされていますので、非常に短い期間に様々な形でご協力いただくことになるわけですが、改めて皆様のお力をお借りしたいということをもちまして、私からのあいさつとさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいた

します。

(事務局：)

ここで、委員の皆様一言ずつご挨拶いただきます。机上の冊子 11 ページの名簿を合わせてごらんください。それでは、お一人ずつその場にお立ちいただき、お名前とご所属、また一言ありましたらお願いいたします。

【名簿順にあいさつ】

3 委員長選出

(事務局：)

皆様、ありがとうございました。

続きまして委員長を選出していただきます。教科用図書採択検討委員会条例第3条によりますと、委員会に委員長を置き、委員が互選することになっております。どなたか立候補またはご推薦をお願いいたします。

(委員)

中学校部会の 委員を推薦いたします。理由としましては、本年度は中学校の4年に一度の採択替えが行われますので、公平かつ適正に会を運営していただけたらと思いますので、 委員が適任だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：)

推薦いただきましたが、 委員いかがでしょうか。

(委員)

お引き受けいたします。

(事務局：)

ご承認いただけましたら拍手をお願いいたします。

【拍手多数】

それでは委員の皆様方の互選によりまして、委員が委員長に選出されました。委員長、一言お願いいたします。

(委員長)

と申します。どうぞ
よろしく願いいたします。

(事務局：)

どうぞよろしくお願いいたします。また、教科用図書採択検討委員会
条例により、委員長が職務代理者を指名することとなっております。
委員長、職務代理者のご指名をお願いいたします。

(委員長)

委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

(事務局：)

委員、職務代理者のご指名がありましたでしょうか。

(委員)

お引き受けいたします。

(事務局：)

それでは、お二人どうぞよろしくお願いいたします。

4 諮問

(事務局：)

続きまして本委員会でお話いただく内容についての諮問書を、学校
教育部長から委員長にお渡しいたします。委員は、前へお願い
いたします。

【学校教育部長が諮問書を読み上げ、委員長にお渡しする】

(事務局：)

引き続き第1回採択検討委員会を行います。条例第3条の規定により、ここからは進行を委員長の 校長先生にお願いしまして、進めていただきます。 委員長よろしくお願いします。

5 協議（確認事項）

(委員長)

それでは、「5 協議」に入ります。なお、本日は確認事項のみとなります。(1)「令和7年度使用教科用図書採択基本方針」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：)

令和7年度使用教科用図書採択基本方針について説明いたします。1ページ・資料1をご覧ください。

令和6年4月18日の教育委員会定例会で令和7年度使用教科用図書採択基本方針が決定されました。その内容について確認します。教科用図書の採択に当たっては、「1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する」、「2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する」、「3 教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する」となっております。

3の「次の委員会等」とは、資料にあるとおり、(1)中学校部会、(2)高等学校部会、(3)特別支援教育部会です。

高等学校と特別支援教育については毎年採択を行っていますが、本年度は、中学校の採択替えが加わります。

この3つの部会について採択検討委員会ならびに調査事務局調査部会を設置することになります。本日は、採択検討委員会の委員の皆様にお集まりいただいております。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

【質問なし】

(委員長)

次に、(2)「教科用図書採択検討委員会について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：)

採択検討委員会ならびに調査事務局について説明させていただきます。
2 ページ・資料 2 をご覧ください。

採択検討委員会とは、条例の 1 にございますように、市立学校において使用する教科用図書の採択に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、地方自治法第 138 条 4 第 3 項の規定による附属機関として設置されております。

第 7 条に、「専門部会長をおき委員が互選する」とありますので、部会長の決定をお願いします。

(委員長)

どなたか立候補、推薦される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、各専門部会の校長代表で部会長を務めたいと思いますがいかがでしょうか。承認いただける方は拍手をお願いいたします。

【拍手多数】

それでは、中学校専門部会は私、 、高等学校専門部会は 委員、特別支援教育専門部会は、 委員が部会長を務めます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(委員長)

次に、(3)「教科用図書採択事務取扱要綱について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：)

4 ページ・資料 3 をご覧ください。

要綱の第 2 条に「教科用図書採択検討委員会への諮問に際し必要な検討及び資料の作成のため、教育委員会は教科用図書調査事務局を設置し、別表（6 ページ）に掲げる区分・人数の教員による調査部会及び事務部会を構成する」とされています。6 ページに記載がございます。

調査部会については、採択替えのない校種、及び新たな図書の申請がなかった場合は設置しないこととなりますので、本年度、小学校の調査部会の設置はありません。

要綱第 2 条の 4 にありますように、「調査部会においては、検討委員会における適正な教科用図書の採択につながるべく専門的事項の調査研究及び資料の作成」を行います。

事務部会については、第 2 条の 5 にありますように、「検討委員会における適正な教科用図書の採択につながるべく、各学校で行った教科用図書の調査研究に関する資料の作成及び教科書需要数に関する報告」を行います。こちらは、小・中・高・ろう・養護学校全ての学校の教科書事務担当者から構成されております。

この採択検討委員会と調査事務局 調査部会・事務部会は、横須賀市における教科書採択審議の中心的役割を担っています。それだけ、責任も重く、この委員会の委員を委嘱されました皆様は、公正な採択確保の点から、現在は秘密扱いとなっております。万一お名前等が漏れるようなことがありますと、教科書会社等からの接触が考えられ、公正な採択に支障を生じるおそれがありますので、くれぐれもこの点へのご配慮をお願いいたします。

（委員長）

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

【質問なし】

（委員長）

次に、（４）「採択の仕組みと採択関係日程について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局：)

9 ページ資料 5 をご覧ください。

先ほどお話ししましたように、4 月 18 日の教育委員会定例会で基本方針が決定され、「諮問」として採択検討依頼が、採択検討委員会におりてきたこととなります。

本日、5 月 10 日（金）が第 1 回採択検討委員会です。これをもって、調査部会に調査依頼をされ、今後各調査部会が開催され調査研究が行われます。

5 月 31 日（金）には事務部会が開かれ、需要数報告と調査・評価表の提出の依頼が行われます。

6 月 14 日（金）から 27 日（木）にかけて、令和 7 年度使用教科用図書の展示会を開催します。展示は、南図書館及び産業交流プラザで行います。展示時間は記載のとおりですが、土日も開催し、学校関係者並びに保護者、市民の皆様に広く閲覧していただけるよう配慮しております。11 ページ資料 7 をご覧ください。

次に、10 ページ資料 6 にある「教科書編修趣意書」もご参考いただくことで、教科書の内容についてご理解いただきやすくなります。

6 月 28 日（金）には調査・評価表の提出となっております。これを受け、事務局から提出された資料を採択検討委員に提出します。採択検討委員のみなさまには 7 月上旬に送付予定です。

採択検討委員の皆様は、次回 7 月 17 日（水）の採択検討委員会までに、その資料を読み込んできていただきます。それをもとに審議をし、教育委員会に提出する答申内容が決定されます。8 月 15 日（木）の教育委員会において答申し、それをもとに審議がなされ、令和 7 年度使用教科用図書が決定されるということになります。

教育委員会の決定までは、この日程につきましては、公正確保の点から取扱いには、注意をお願いいたします。

そして、8 月の教育委員会での決定をもちまして、この採択にかかわる全ての情報が公開になります。会議録、委員名簿、調査・評価表などが随時公開されますが、もちろん委員の皆様お一人お一人に採択についてのお問い合わせや責任が及ぶことにならないよう配慮いたします。

(委員長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

【質問なし】

(委員長)

確認事項は以上です。全体を通してご質問やご意見はございますか。それでは、質問もないようですので、ここで事務局に進行をお返しします。

6 連絡事項

(事務局：)

最後に事務局から事務連絡をいたします。3点ございます。

1点目、配布資料についてです。今回お配りした資料と今後お送りする資料については、お荷物になり大変申し訳ありませんが、次回の採択検討委員会の際にお持ちください。使用後、こちらで回収し、一括して処分いたします。

2点目、交通費等の支払いについてです。この業務に関する交通費等は、ご指定の口座へ振り込ませていただきます。お手元にお配りした口座振り込み依頼及び教職員以外の方はマイナンバーに関する書類を次回会議（7月17日）にお持ちください。なお、マイナンバー関係書類に関しては、書類が必要な方にのみ配布いたしております。

3点目、資料の送付先についてです。今後送付させていただく資料は、教職員の皆様には職場へ、それ以外の皆様には、本会のご案内を送付したご住所へ送らせていただく予定です。送付先の変更を希望される方がいらっしゃいましたら、この会終了後、お声かけください。連絡事項は以上です。

7 閉 会

(事務局：)

以上で、令和7年度使用教科用図書採択検討委員会を終了いたします。